

最低制限価格の算出例について

建設工事

(令和5年8月17日以降に公告または指名通知を行った案件)

【例】入札案件：〇〇工事（土木一式工事）

(公告、指名通知等で「最低制限価格を設定する」と明記します。)

予定価格：10,000,000円

- ア. 直接工事費：5,000,000円
- イ. 共通仮設費：1,000,000円
- ウ. 現場管理費：2,000,000円
- エ. 一般管理費等：2,000,000円

計算手順

【手順1】ア～エのそれぞれの項目に所定の割合を乗じて、合計額を求める。

(1円未満の端数が出た場合は切り捨て)

- ア. 直接工事費：5,000,000円×97%=4,850,000円
 - イ. 共通仮設費：1,000,000円×90%=900,000円
 - ウ. 現場管理費：2,000,000円×90%=1,800,000円
 - エ. 一般管理費等：2,000,000円×68%=1,360,000円
- 4,850,000円+900,000円+1,800,000円+1,360,000円=8,910,000円

【手順2】設定範囲の上限値の確認 予定価格に100分の92を乗じて得た額を求める。

10,000,000円×92%=9,200,000円(1円未満の端数があった場合は切り捨て)

【手順3】設定範囲の下限値の確認 予定価格に100分の75を乗じて得た額を求める。

10,000,000円×75%=7,500,000円(1円未満の端数があった場合は切り捨て)

【手順4】ア～エの合計額、設定範囲の上限値、下限値を比較して、最低制限価格を決める。

7,500,000円<8,910,000円<9,200,000円

8,910,000円が最低制限価格となる。